

平成27年3月25日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 出井修二

平成26年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 平成27年3月10日

判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の徳島県第1区における選挙を無効とする。

- 2 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の徳島県第2区における選挙を無効とする。

- 3 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の香川県第1区における選挙を無効とする。

- 4 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の香川県第2区における選挙を無効とする。

- 5 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の香川県第3区における選挙を無効とする。

- 6 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の愛媛県第1区における選挙を無効とする。

7 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の愛媛県第2区における選挙を無効とする。

8 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の愛媛県第3区における選挙を無効とする。

9 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の愛媛県第4区における選挙を無効とする。

10 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の高知県第1区における選挙を無効とする。

11 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の高知県第2区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要

1 本件は、平成26年12月14日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、徳島県第1区、同第2区、香川県第1区、同第2区、同第3区、愛媛県第1区、同第2区、同第3区、同第4区、高知県第1区及び同第2区の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法等の規定は憲法に違反し無効であるから、これらの各規定に基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 前提となる事実（争いがない事実、証拠又は弁論の全趣旨により認められる

事実及び公知の事実)

- (1) 原告らは、それぞれ、本件選挙の徳島県第1区、同第2区、香川県第1区、同第2区、同第3区、愛媛県第1区、同第2区、同第3区、同第4区、高知県第1区及び同第2区の各選挙人である。
- (2) 平成6年1月、公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第2号）が成立し、その後、同年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正され（以下、これらの改正を「平成6年改正」という。），これにより衆議院議員の選挙制度は、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。

本件選挙施行当時の選挙制度によれば、衆議院議員の定数は475人、そのうち、295人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法4条1項），小選挙区選出議員の選挙については、全国に295の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出し（同法13条1項、別表第一），比例代表選出議員の選挙については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第二）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙を同時にを行い（同法31条），投票は、小選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに1人1票とされている（同法36条ただし書）。

- (3) 平成6年改正以降、小選挙区選挙の選挙区割りについては、2度にわたって改定が行われた。

平成14年7月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第95号）により、各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減（5県の選挙区数をそれぞれ1増し、5道県の選挙区数をそれぞれ1減することをいう。）を行った上で、選挙区割りを策定した内容の改定が行われた（以下、この改正を「平成14年改正」という。）。

平成24年11月16日の衆議院解散の当日に、各都道府県の区域内の選

選区の数を各都道府県にあらかじめ 1 配当することとするいわゆる 1 人別枠方式（以下「1 人別枠方式」という。）の廃止及びいわゆる 0 増 5 減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員 1 人当たりの人口の少ない 5 県の選挙区数をそれぞれ 1 減ずることをいう。）を内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」（同年法律第 95 号。以下「緊急是正法」という。）が、参議院で可決され成立し、衆議院議員総選挙の施行を経た後、平成 25 年 6 月 24 日に成立した「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（同年法律第 68 号。以下「本件区割り改定法」という。）により、上記の枠組みに沿った 17 都県の 42 選挙区における選挙区割りの改定が行われた（以下、これらの改正を「平成 25 年改正」といい、改正後の公職選挙法 13 条 1 項及び別表第一を併せて「本件区割規定」という。）。

- (4) 本件選挙の小選挙区選挙は、平成 26 年 12 月 14 日、本件区割規定による選挙区割りの下で施行されたものである。

なお、本件選挙当日における選挙区間の議員 1 人当たりの有権者数の最大較差は、最少の宮城県第 5 区と最多の東京都第 1 区との間で 1 対 2,129 であった（乙 1）。

3 原告らの主張

- (1) 主位的主張（人口比例選挙の保障）

憲法は、前文の第 1 段落第 1 文の冒頭に、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と定めている。これは、主権者である日本国民（憲法 1 条）は、正当に選挙された国会における代表者を通じて、国政のあり方を決めるべく行動するということで、上記規定の「行動し」の主語は、あくまでも「日本国民」であり、「国会における代

表者」ではない。そして、日本国民が行動する手続の基本的条項が、憲法56条2項であり、同項は、「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し」と定めている。したがって、日本国民の多数意見により国政のあり方を決めるという国民主権を前提とする以上、両議院の議事を決する過半数の出席議員を選出する主権者の数は、必ず、全出席議員を選出する主権者の数の過半数でなければならない。これを保障するためには、「人口比例選挙」により国会議員を選出する以外に方法はない。選挙区間に人口較差が生じ、少數の選挙人が多數の被選挙人を選出し、多數の選挙人が少數の被選挙人を選出することとなる、非「人口比例選挙」の仕組みを定める本件区割規定に基づく議員の配分は、憲法56条2項、前文の第1段第1文、1条に違反する。

(2) 予備的主張

ア 最高裁平成22年(行ツ)第207号同23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁(以下「平成23年大法廷判決」という。)は、平成21年8月30日施行の総選挙当時において、1人別枠方式による選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。

さらに、最高裁平成25年(行ツ)第209号、第210号、第211号同年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁(以下「平成25年大法廷判決」という。)は、平成25年改正について、「0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、」「1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。」と判示した。

以上のとおり、平成25年改正による本件区割規定は、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決が、憲法の投票価値の平等の要求に反すると判断済みである1人別枠方式を実質的に廃止していないものである

から、憲法に違反し無効である。また、本件選挙の前である平成25年9月2日当時における選挙区間の議員1人当たりの有権者数の最大較差は、最少の宮城県第5区と最多の北海道第1区との間で1対2.09、その有権者数の差は、25万4316人であり、本件選挙当時においては投票価値の較差はより拡大していたのであるから、本件区割規定の定める選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。

イ 定数配分又は選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていても、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたとはいえない場合には、憲法の規定に違反するものということはできないという「合理的期間の判例法理」は、憲法98条1項の明文に反し、違憲無効である。

仮にそうでないとしても、本件選挙施行の日（平成26年12月14日）において、平成23年大法廷判決の日である同年3月23日から3年8月22日間を経過しているのであるから、合理的期間は既に超過している。国會議員が新しい選挙区割りの下での選挙で自己の身分の喪失のリスクを怖れ、憲法の要求する新選挙区割りの合意形成を遅滞なく合理的に行わないために徒に浪費されている時間を合理的期間の一部として容認することは許されない。衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、平成24年法律第95号による改正の前後を通じて「区画審設置法」という。）4条によれば、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告は、国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ、緊急是正法附則3条3項によれば、同法に係る区画審の勧告は同法施行日から6月以内に行われることを予定し、総務省自治行政局選挙部長は区画審の作業は6月以内に完了し得る旨の国会答弁をしており、選挙区割りの改正法を立法するのは1年以内に可能なことである。

(3) 事情判決の法理について

選挙が違憲の議員定数配分規定に基づいて行われ違法である場合であっても、事情により、行政事件訴訟法31条1項の基礎に含まれている一般的な法の基本原則に従い、選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに当該選挙が違法である旨を主文で宣言するという「事情判決の判例法理」は、憲法98条1項の明文に反し、違憲無効である。

仮にそうでないとしても、全衆議院小選挙区選出議員が選挙を無効とする旨の判決により失格しても、衆議院には、比例代表選出議員が存在するので、衆議院の活動に何らの支障はなく、内閣総理大臣や各大臣が国会議員の地位を失っても、衆議院解散の場合と同様であるので、何一つ社会的混乱は生じない。他方、選挙を無効とする判決の確定により、全選挙人に、国家権力が憲法違反の無資格者295人を含む国会議員の多数決により行使されることを阻止するという計り知れない利益をもたらす。違憲選挙の無効によって生じる利益と公の不利益とを比較衡量すると、前者が後者を優越することは明らかであり、事情判決の法理を適用することは不相当である。

(4) 以上のとおり、本件区割規定は憲法に違反しているから、これに基づき施行された本件選挙の徳島県第1区、同第2区、香川県第1区、同第2区、同第3区、愛媛県第1区、同第2区、同第3区、同第4区、高知県第1区及び同第2区における選挙は無効であり、上記(3)のとおり、事情判決の法理を適用することは不相当であるから、無効の判決をすべきである。

4 被告らの主張

(1) 憲法は、選挙制度の仕組みの具体的決定を国会の裁量にゆだねている（憲法43条2項、47条）。衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数な

いし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解される。したがって、このような選挙制度の合憲性は、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになるものと解すべきである。

(2) 本件区割規定は、平成23年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあると判断された区割基準や選挙区割りについて、平成25年改正により改正された後のものである。平成25年改正の結果、本件区割規定の定める選挙区割りは、平成22年10月に実施された国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小された。これは、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成は、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2倍以上とならないように行なうことと基本としなければならないことを定めた区画審設置法（ただし、緊急是正法による改正後のもの）3条の趣旨に沿うものであり、平成23年大法廷判決は、その基準を合理的なものと認めている。その結果、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消されたというべきである。

もっとも、その後の人口変動の結果、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が2倍を超える状態が発生したが、平成25年大法廷判決では、上記問題の解決は、今後の国勢調査の結果を踏まえた区割りの見直しにおいて行われることが予定されていた。その間の人口変動による選挙人数の最大較差の拡大は一定程度避け難いものであり、しかも、最大較差が2倍を超えたとはいっても、それは2.129倍であって、僅か

に超えたにすぎず、累次の最高裁判決における最大較差を下回るものであった。このような状態が直ちに憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に当たるということは到底できない。

以上の諸事情を考慮すれば、本件区割規定の定める選挙区割りが本件選挙当時、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえないというべきである。

(3) 仮に、上記の状態に至っているとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとして本件区割規定の定める選挙区割りが本件選挙当時憲法の規定に違反するに至っていたとはいえない。憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものである。そうすると、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたか否かは、裁判所において投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとの判断が示されるなど、国会が違憲状態となつたことを認識し得た時期を基準として、上記の諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである。

上記のとおり、本件選挙区割りは、平成25年改正により、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小され、この状態は、区画審設置法（ただし、緊急是正法による改正後のもの）3条の趣旨に沿うものであり、平成23年大法廷判決は、その基準を合理的なものと認めている。また、上記のとおり、1人別枠方式の構造的な問題の最終的な解決が、今後の国勢調査を経た上で行われることは、平成25年大法廷判決自身が想定していたところであり、その間の人口変動により最大較差が

一定程度拡大することも避け難いのであり、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差（2,129倍）も、2倍を超えたとはいえ、僅かに超えたにすぎず、累次の最高裁判決における最大較差を下回るものである。また、国会においては、平成25年大法廷判決以降も、今後の人口変動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようにするための選挙制度の改革に向けた検討を重ねており、今後も引き続き議論が進展していく見通しであることからすれば、国会が、今後の国勢調査の結果や平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた所要の適切な是正の措置を講じることが十分に見込まれる状況にある。

以上によれば、仮に本件区割規定の定める選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であると評価されたとしても、国会において、本件選挙までの間に、本件選挙区割りが違憲状態になったことを認識し得たとはいえない。また、国会において、いずれかの時期に本件選挙区割りが違憲状態となったことを認識し得たと評価されたとしても、憲法上要求される合理的の期間内における是正がされなかつたとはいえないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保

により政策上の意思決定を行う代表民主制の統治機構を採用している以上、このような意思決定を正当化する根拠として当然に厳格な人口比例選挙を保障していることは論理必然的に導き出されるのであり、憲法上の要請以外の政策的目的ないし理由によって投票価値の等価値を制限することは許されないと主張する。

しかし、憲法が、国会の両議院の議員の選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量を認めていると解すべきことは上記のとおりであり、国民主権の原理及び代表民主制の統治機構の理念から、原告らの主張するような、厳格な人口比例選挙の保障が論理必然的に導き出されると解することは困難である。また、これらの原理等から当然に、憲法が、憲法上の要請以外の理由による投票価値の平等に対する制限を容認せず、原告らが主張するように国会の立法裁量権を著しく限定していると解することもできない。

よって、原告らの主位的主張は採用できない。

2 上記1の基本的な判断枠組みに立った上で、本件選挙当時において、本件区割規定による選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったか否かについて検討する。

(1) 前記前提となる事実、証拠（甲5, 6, 29, 37, 41, 47, 乙1, 2），弁論の全趣旨及び公知の事実によれば、本件選挙が施行されるまでの経緯について、以下の事実が認められる。

ア 平成6年改正により衆議院議員の選挙制度は、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。

平成6年改正と同時に同年1月に成立した区画審設置法によれば、区画審は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。平成24年法律第95号による改正前の区画審設置法3条（以下「旧区画審設置法3条」という。）は、選挙区の区

割りの基準（以下、後記の改正の前後を通じて「区割基準」という。）につき、1項において、上記の改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬものと定めるとともに、2項において、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当することとし、この1に、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めていた。

選挙区の改定に関する区画審の勧告は、統計法5条2項本文（平成19年法律第53号による改正前は4条2項本文）の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ（区画審設置法4条1項），さらに、区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、勧告を行うことができるものとされている（同条2項）。

イ 平成6年改正後的小選挙区比例代表並立制の選挙制度の下で初めて施行された、平成8年10月20日の衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟において、平成11年大法廷判決は、同選挙の区割規定が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとはいえない旨判示した。

なお、選挙区間における人口の最大較差は、平成6年改正の直近の平成2年10月に実施された国勢調査による人口に基づけば1対2.137であり、同選挙の直近の平成7年10月に実施された国勢調査による人口に基づけば1対2.309であった。

ウ 平成12年6月25日施行の衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁平成13年（行ツ）第223号同年12月18日第3小法廷判決・民集55巻7号1647頁は、同選挙の区割規定が憲法の投票価

値の平等の要求に反する状態に至っていたとはいえない旨判示した。

なお、同選挙当時の選挙区間における選挙人数の最大較差は1対2.471であった。

エ 区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査（以下「平成12年国勢調査」という。）の結果に基づき、平成13年12月、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、旧区画審設置法3条2項に従って各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減（5県の選挙区数をそれぞれ1増し、5道県の選挙区数をそれぞれ1減することをいう。）を行った上で、同条1項に従って各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告した。これを受け、平成14年7月、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第95号）が成立した。

オ 平成14年改正後の選挙区割りの下で行われた平成15年11月9日施行の衆議院議員総選挙についても、違憲を理由とする選挙無効訴訟が提起されたが、最高裁平成17年（行ツ）第71号同年9月27日第3小法廷判決・集民217号1033頁は、衆議院が解散されることにより訴えを却下した。

なお、同選挙当時の選挙区間における選挙人数の最大較差は1対2.150であった。

カ 平成17年9月11日施行の衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟において、平成19年大法廷判決は、同選挙の区割規定が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとはいえない旨判示した。

なお、平成12年国勢調査による人口を基にすると、選挙区間における人口の最大較差は1対2.064であり、9選挙区において人口が最も少ない選挙区と比較して人口較差が2倍以上となっていた。そして、同選挙当時の選挙区間における選挙人数の最大較差は1対2.171であった。

キ 平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟において、平成23年大法廷判決は、選挙区の改定案の作成に当たり、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとする旧区画審設置法3条1項の定めは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方、同選挙時において、選挙区間の投票価値の較差が拡大していたのは、各都道府県にあらかじめ1の選挙区数を割り当てる同条2項の1人別枠方式がその主要な要因となっていたことは明らかであり、かつ、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された1人別枠方式は既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、旧区画審設置法3条に定める旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び同区割基準に従って改定された同選挙の区割規定の定める選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。

なお、同選挙当日における選挙区間の選挙人の最大較差は、1対2.304であり、45選挙区において選挙人が最も少ない選挙区と比較して較差が2倍以上となっていた。

ク その後、国会においては、衆議院選挙制度について、平成23年大法廷判決を受けての投票価値の較差の是正のほか、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革の問題をめぐって検討が重ねられたが、各政党の意見が対立し、容易に成案は得られなかった。

平成24年11月16日の衆議院解散の日に、1人別枠方式の廃止及びいわゆる0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の選挙区数をそれぞれ1減することをいう。）を内容とする緊急是正法が、参議院で可決され成立した。

1人別枠方式の廃止を含む制度のは正のためには、区画審の審議を挟んで区割基準に係る区画審設置法の改正と選挙区割りに係る公職選挙法の改

正という二段階の法改正を要することから、緊急是正法は、附則において、旧区画審設置法3条2項を削除する改正規定は公布日から施行するものとする一方で、各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用するものとし、上記0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口較差が2倍未満となるように選挙区割りを改める改定案の勧告を公布日から6月以内に行い、政府がその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講すべき旨を定めた。上記の改正により、旧区画審設置法3条1項が同改正後の区画審設置法3条（以下「新区画審設置法3条」という。）となり、同条においては旧区画審設置法3条1項の定めていた基準のみが区割基準として定められている。

ケ 緊急是正法の成立と同日に衆議院が解散され、平成24年12月16日に衆議院議員総選挙が施行されたが、上記のとおり、緊急是正法の改正内容に沿った選挙区割りの改定には新たな区画審の勧告及びこれに基づく別途の法律の制定を要し、同選挙までに新たな選挙区割りを定めることは時間的に不可能であったため、同選挙は前回の平成21年施行の選挙と同様に平成25年改正前の区割規定の定める選挙区割りの下で施行されることとなった。

平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟において、平成25年大法廷判決は、平成21年8月30日施行の選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた選挙区割りの下で再び施行されたものであること、選挙区間の較差は平成21年施行の選挙時よりも更に拡大して最大較差が2.425倍に達していたこと等に照らせば、平成24年施行の選挙時において、前回の平成21年施行の選挙時と同様に、平成24年施行の選挙の選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ないと判示した。

なお、平成24年施行の選挙当日における選挙区間の選挙人の最大較差

は、1対2.425であり、72選挙区において選挙人が最も少ない選挙区と比較して較差が2倍以上となっていた。

コ・平成24年12月16日の衆議院議員総選挙の施行を経た後、緊急是正法の附則の規定に従って区画審による審議が行われ、平成25年3月28日、区画審は、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告を行った。この改定案は、緊急是正法の附則の規定に基づき、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった。

上記勧告を受けて、同年4月12日、内閣は、緊急是正法に基づき、同法のうち上記0増5減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項（区割規定の改正規定及びその施行期日）を定める法制上の措置として、本件区割り改定法を第183回国会に提出した。本件区割り改定法は、同月23日に衆議院で可決されたが、参議院では同日の送付から60日の経過後も議決に至らなかつたため、同年6月24日、衆議院において、参議院で否決されたものとみなした上で出席議員の3分の2以上の多数により再可決され（憲法59条2項、4項）、平成25年法律第68号として成立した。本件区割り改定法は同月28日に公布されて施行され、同法による改正後の緊急是正法中の上記0増5減及びこれを踏まえた区画審の上記改定案に基づく選挙区割りを内容とする公職選挙法の改正規定は同年7月28日から施行された。

これにより、各都道府県の選挙区数の0増5減とともに上記改定案のとおりの選挙区割りの改定が行われ、平成22年国勢調査の結果によれば、本件区割規定の下での選挙区間の人口の最大較差は、最少の鳥取県第2区と最多の東京都第16区との間で1対1.998となり、同鳥取県第2区と比較して較差が2倍以上となっている選挙区はなくなった。

サ 本件選挙の小選挙区選挙は、平成26年12月14日、本件区割規定による選挙区割りの下で施行されたものである。

本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない宮城県第5区と選挙人数が最も多い東京都第1区との間で1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は13選挙区であった。

(2) 本件選挙が依拠した本件区割規定は、緊急是正法及び本件区割り改定法による改正に係るものであり、この平成25年改正の経緯は、上記2(1)キ、ク、コのとおり、平成23年大法廷判決において、平成21年8月30日施行の総選挙当時、旧区画審設置法3条に定めた旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及びこれに基づいて定められ各選挙区間における議員1人当たりの選挙人数に最大1対2.304の較差を生ぜしめていた選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの判断が示されたことに対応して、国会において、これを是正すべく一連の法改正が行われたというものである。

この平成25年改正は、緊急是正法と本件区割り改定法からなる。緊急是正法の内容は、上記2(1)クのとおり、旧区画審設置法3条2項を削除して、平成23年大法廷判決が違憲状態と判断した1人別枠方式を廃止し、同大法廷判決が「選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるように区割りをすることを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものということができる。」と評価した、旧区画審設置法3条1項を改正後の区画審設置法3条として、同条の定める、区画審が衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成するに当たっては、「各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の

事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」という基準のみを本件新区割基準としたものである。これにより、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められた。本件区割り改定法の内容は、上記2(1)コのとおり、区画審が内閣総理大臣に勧告した、緊急是正法の定めた0増5減を前提に、上記の区割基準に従って、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改定案に基づく選挙区割りの改定をしたものである。そして、平成25年改正の結果、上記2(1)コのとおり、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は、最少の鳥取県第2区と最多の東京都第16区との間で1対1.998となり、同鳥取県第2区と比較して較差が2倍以上となっている選挙区はなくなった。

もっとも、平成25年改正においては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、旧区画審設置法3条の定めた旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持され、平成22年国勢調査の結果を基に1人別枠方式の廃止後の新区画審設置法3条の定める新区割基準に基づく定数の再配分が行われたわけではなく、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されたとはいえず、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されたとまではいえない。すなわち、そもそも、平成25年改正の内容では、人口の変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高かつたもので、現に、本件区割規定が施行された平成25年7月28日から約1年4か月経過した本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、2.129倍となり、最少選挙区と比較して較差が2倍以上となっている選挙区は13となった。

しかし、定数配分の見直しは、議員定数の削減や選挙制度の抜本的改革と

も密接に関連し、国会における合意の形成が容易な事柄ではなく、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、上記のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解され、上記のとおりの平成25年改正に至るまでの経緯、その内容に照らすと、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決によって憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判断された平成25年改正前の区割規定の下における投票価値の不平等状態は、同改正によって一応解消されたものと評価できるということができる。したがって、平成25年改正による本件区割規定が憲法に違反するものということはできない。

(3) 本件選挙は、平成25年改正による本件区割規定が施行された平成25年7月28日から約1年4か月後に施行されたものである。

上記2(1)サのとおり、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない宮城県第5区と選挙人数が最も多い東京都第1区との間で1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は13選挙区であった。

しかし、選挙区割規定のは正にあっては、一定時点における確定人口を基礎とする必要から、国勢調査の結果を待つことには合理的な理由があり、政治における安定の要請からしても、頻繁な選挙区割りや議員定数の改正変更は現実的な施策とはいえず、人口変動の結果としての最大較差の拡大も一定程度は避けがたい。

本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、上記のとおり、1対2.129である。これは、上記2(1)イないしき、ケのとおり、平成14年改正（同年法律第95号）時における平成12年国勢調査の結果に基づく選挙区間における人口の最大較差1対2.064を除き、これまでの6回の衆議院議員総選挙当日の選挙区間における議員

1人当たりの選挙人数の最大較差又は直近に実施された国勢調査による人口に基づく選挙区間における人口の最大較差のいずれと比較しても、相当程度下回っている。選挙人数の最少の選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区の数についても、平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙時は45選挙区、平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙時は72選挙区であるのと比較して、本件選挙当時は13選挙区と較差は大幅に縮小している。

そして、乙3、4、5の1ないし3、乙6ないし8の各1、2、乙9ないし11、14、15の1、2、乙16の1によれば、平成26年6月19日、衆議院に、有識者による議長の諮問機関として、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員の定数削減の処理、一票の較差を是正する方途等を諮問事項とする、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うための「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下「選挙制度調査会」という。）が設置されたこと、衆議院議院運営委員会において、各会派は選挙制度調査会の答申を尊重するものと合意されたこと、選挙制度調査会においては、前回選挙の衆議院議員の任期である平成28年12月を念頭に立法作業や周知期間を考慮して答申を行うべく会合を重ねていること、平成27年2月9日に行われた選挙制度調査会の会合においては、各都道府県に対する議席の配分方式について、都道府県間における議員1人当たりの人口較差をできる限り少なくすることや将来の人口変動にもある程度対応できるものであることなどを条件とすることとした上で、具体的な議論が進められたこと、選挙制度調査会の座長は、上記会合後の記者会見において、平成27年中には答申をまとめる方針を示したこと、以上の事実が認められ、国会においても、平成25年改正では全体として新区画審設置法3条の定める新区割基準の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されていないことを前提として、平成25年改正後も引き続き、選挙制度の改

革に向けた検討を重ねているものと一応評価することができる。

平成25年大法廷判決が、「今後の国勢調査の結果に従って区画審設置法3条に基づく各都道府県への定数の再配分とこれを踏まえた選挙区割りの改定を行うべき時期が到来することも避けられないところである。」と指摘したように、平成25年改正を通じて、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の新区割基準が定められたにもかかわらず、本件選挙においては、選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が既に2倍を超えており、選挙区間の投票価値の不平等が存するというべきであり、平成27年実施予定の国勢調査の結果等を踏まえた新区割基準に基づく各都道府県への定数の再配分とこれを踏まえた選挙区割りの改定は不可避という状態であるが、平成25年改正から平成27年実施予定の国勢調査の結果等を踏まえた改正への過程にある本件選挙当時の段階においては、上記のとおりの選挙人数の較差の具体的状況、平成25年改正に至るまでの経緯にかんがみると、その不平等は、国会に与えられた裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができないとまではいうことができない。

以上のとおりであるから、本件選挙当時において、本件区割規定による選挙区割りが、国会の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認できない程の憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に達していたとまでいふことはできず、本件選挙の小選挙区選挙の無効をいう原告らの主張は採用できない。

3 よって、本件選挙のうち徳島県第1区、同第2区、香川県第1区、同第2区、同第3区、愛媛県第1区、同第2区、同第3区、同第4区、高知県第1区及び同第2区における小選挙区選挙に無効事由があるとは認められず、原告らの請求には理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判

決する。

高松高等裁判所第4部

裁判長裁判官 生 島 弘 康

裁判官 村 上 泰 彦

裁判官 井 川 真 志